

令和 3年10月22日

姫路市食の多様性に関する認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品に対する消費者の意識が向上し、ニーズが多様化する中で、地場産品を製造する市内の中小企業者が、ハラール、ベジタリアン及びヴィーガンといった食の禁忌又は忌避に対応することにより、地場産品の国内外における競争力の強化を図るために、当該禁忌又は忌避に係る認証の取得に要した経費の一部に対し補助金を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 地場産品 市内において製造され、又は市内の工場等において加工を施すことにより商品化される別表に定める製品をいう。
- (3) 地場産業 一定の地域に集積する、地元資本による中小企業者が地域の原材料、技術及び労働力を活用して地場産品を製造し、その販売を地域内のみならず地域外にも求める産業をいう。
- (4) 認証 次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表中欄に掲げる国に本拠地を置く、同表右欄に定める機関による認証をいう。

種類	国	機関
ハ ラ ー ル	マレーシア	ア JAKIM (マレーシア・イスラーム開発局)
	インドネシア	イ BPJPH (ハラール製品保証実施機関)
	アラブ首長国連邦	ウ MUI (ウラマー協議会)
	サウジアラビ	エ ESMA (連邦基準化計測序)

	ア	
	シンガポール	オ G A C (湾岸協力会議認可センター)
	日本	カ アからオまでに規定する機関による公認を受けて いる機関
イーガン ベジタリアン又は ヴィーガン	スイス	キ European Vegetarian Union (ヨーロッパベジタリアン連合)
	英国	ク Vegetarian Society (ベジタリアン協会)
		ケ Vegan Society (ヴィーガン協会)
	日本	コ 特定非営利活動法人ベジプロジェクトジャパン

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事業所を有し、地場産品を製造する中小企業者で、次に掲げる地場産業に係る団体のいずれかに属しているものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は同法に規定する協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会

- (2) 姫路市内の中小企業者5者以上で構成する団体で、会則等及び代表者を定め、会費を徴収し、定期的に会合を行っているもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地場産品の競争力の強化に係る認証を新たに取得する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 申請料
- (2) 審査料

- (3) 登録料
- (4) 証明書発行手数料
- (5) コンサルタント料
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等がある場合にあっては、当該補助金等に相当する額を当該補助対象経費の合計額から控除した額）の2分の1を限度とする。ただし、15万円を超えないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者に対して1年度につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、本市と事前の協議を行った上で、食の多様性に関する認証取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 認証及び当該認証を実施する機関の概要が分かる書類
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票の写し）
- (4) 本市の市税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、第1項の規定による申請の時において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了後

10日以内に、規則第12条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 認証を受けたことを証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払を確認することができる書類の写し
(仕入控除税額の報告)

第9条 適用補助対象者は、補助対象事業が完了したとき又は当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）
- (2) 積算内訳書
(補助金等の返還)

第10条 適用補助対象者が、確定申告により仕入控除税額が生じた場合は、当該仕入控除税額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。

別表（第2条関係）

清酒、乾麺、姫路の菓子、手延素麺、水産練製品